

安心して暮らせる住まいを建てるために 建築主の皆さんへ

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止し、より安全で快適に暮らすために、建築主の皆さんは次のルールを知っておきましょう。

▶ 工事監理者を定めましょう

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止するために、住宅の工事全体について、建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックをすることが重要となります。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律により定められています。工事監理者は、建築主の代理人として設計図書どおりに工事が行われているかを確認する重要な役割を担っていますので、建築主は必ず工事監理者を決めてください。

▶ 完了検査を受けましょう

工事が完了したときには、建築主は完了検査の申請をすることが法律により定められています。この検査は、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかの確認を行う大事な検査ですので、必ず検査を受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。

★建築開発課 ☎25-1140

熊谷建築安全センター(熊谷県土整備事務所内)

☎048-533-8776

狭あい道路の拡幅整備を推進しています

狭あい道路は、私たちが日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたします。市では「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定し、市民の皆さんのご協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を進めています。

▶ 狭あい道路沿道の皆さんへ

建物や塀の新築・建替え等の際は、次のどちらかの道路後退部分の手続きを必ず行ってください。手続きをしていただくと、市が道路後退部分の整備と維持管理を行います(後退済みで手続きを行っていない場合はご相談ください)。

① 道路後退部分を分筆登記し、市に寄附する

※分筆登記費用に対し、一定要件を満たすことで上限15万円の補助金を交付する制度があります。

手続窓口 道路管理課(市役所2階) ☎25-1135

② 道路後退部分を公共用道路として無償使用することの承諾書を提出する

※道路後退部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。

手続窓口 建築開発課(市役所2階) ☎25-1140

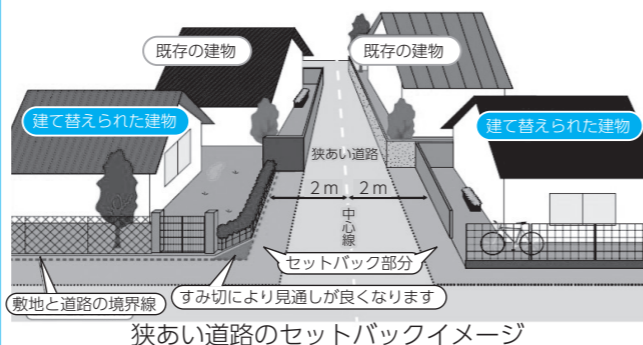
※本庄市立地適正化計画に定める居住誘導区域で、道路後退用地内の古い建物等の除去等に対する補助制度(上限50万円)があります。詳しくは、道路管理課へお問い合わせください。

▶ すでに道路後退が済んでいる皆さんへ

過去に道路後退した部分に塀等を再度設置したり、通行の障害となる物を置いたりすると、災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすこととなります。道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。狭あい道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

狭あい道路とは・・・

幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの。その中でも、建築基準法の基準時以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものを建築基準法第42条第2項道路と呼び、建物等の新築・建替え等の際には道路の中心線から2mの後退(セットバック)が必要となります。



もしもの時 あなたは、必要な情報を伝えられますか

「緊急時の連絡先」、「かかりつけ医療機関」、「服薬情報」などは、迅速な救急医療活動や必要な支援につなげるうえで、重要な情報となります。

万一の緊急事態に備え、あなたの救急医療情報をまとめておきましょう。

また、年に一度は記入した情報を見直しましょう。



緊急時の連絡先を備えましょう

75歳になった方へ後期高齢者医療被保険者証(健康保険証)と一緒に「お薬手帳ケース」と「わたしの連絡先カード」を郵送しています。

緊急事態が発生した場合、家族や医療・介護関係者等の支援者が速やかに情報共有できるよう、連絡先をお薬手帳などと一緒に携帯することが大切です。

「健康保険証」「診察券」「介護保険証」等の情報をひとまとめにして携帯できますのでご利用ください。

★介護保険課 ☎25-1722



救急医療情報キットを活用しましょう

救急医療情報キットは、「緊急時の連絡先」や「かかりつけ医」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管するものです。

救急隊が駆けつけるような事態では、救急医療情報を確認することで、迅速な救急搬送に役立てることができます。

配付場所 地域福祉課(市役所1階)

救急医療情報キットに入っているもの

① 救急情報シート

緊急連絡先や、かかりつけ医等を記入してください。

② マークシール(2枚)

玄関ドアの内側と、冷蔵庫のドアに貼ってください。救急隊への目印になります。

※この他に、「健康保険証のコピー」「診察券のコピー」「病院や薬局で受け取るお薬情報」を一緒に入れてください。



▲冷蔵庫で保管する

★地域福祉課 ☎25-1127